

平成 15 年 4 月 28 日

各位

不動産投信発行者名  
東京都港区浜松町二丁目 4 番 1 号  
オリックス不動産投資法人  
代表者名 執行役員 廣瀬 駒雄  
(コード番号 8954)  
問合せ先  
オリックス・リアルティ・マネジメント株式会社  
執行役員 齊藤 裕久  
TEL. 03-3435-3285

### 規約の変更に関するお知らせ

本投資法人は平成 15 年 4 月 28 日付の役員会におきまして、下記内容の規約変更案を、平成 15 年 5 月 27 日に開催される本投資法人の投資主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 規約変更の理由

本投資法人の規約の変更のうち第16条(投資主総会の決議要件)に関しては、投資主総会の普通決議について、議決権を行使された投資主の皆様の意思を最大限尊重するべく、決議に必要な定足数を変更するものであります。

本投資法人の規約の変更のうち第17条(議決権の代理行使)に関しては、投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」といいます)第94条で準用される商法第239条第2項但書の改正にあわせて、代理権を証する書面の提出権者に投資主を追加するものであります。

本投資法人の規約の変更のうち第28条(役員会の招集通知)に関しては、機動的な役員会の開催を可能とするために、役員会の招集通知の方法を変更するものであります。

本投資法人の規約の変更のうち別紙1「資産運用の対象及び方針について」|「資産運用の対象」(1)「不動産等」及び「資産運用の方針」(8)「その他」に関しては、地方税法及び租税特別措置法並びにこれらに関する政令の改正に伴い、現行の「資産運用の方針」(8)「その他」の第 号乃至第 号を削除すると共に、現行の「資産運用の対象」(1)「不動産等」の定義の字句を修正するものであります。

##### 2. 規約変更の内容

現行の規約の一部を、次のとおり変更しようとするものであります。

(下線は変更部分を示す)

現行の規約	変更後の規約
第16条(投資主総会の決議要件) 1 法令又はこの規約に別段の定めのある場合を除き、投資主総会の決議は、 <u>本投資法人の発行済投資口の総数の過半数にあたる投</u>	第16条(投資主総会の決議要件) 1 法令又はこの規約に別段の定めのある場合を除き、投資主総会の決議は、 <u>出席した投資主の議決権の過半数の賛成により採択さ</u>

<p>資口を有する投資主が出席し、出席した投資主の議決権の過半数の賛成により採択される。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>第17条(議決権の代理行使)</p> <p>1 (条文省略)</p> <p>2 代理人は、投資主総会毎に代理権を証する書面を本投資法人に提出しなければならない。</p> <p>第28条(役員会の招集通知)</p> <p>1 役員会の招集通知は、各執行役員及び監督役員に対し会日の3日前までに発送する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>別紙1 資産運用の対象及び方針について 本投資法人の資産運用の対象及び方針等については以下の通りとする。 資産運用の対象 本投資法人の財産を下記(1)乃至(3)に掲げる特定資産及び下記(4)に掲げる特定資産以外の資産に投資する。 (1)不動産等(下記 乃至 に掲げる資産をいう。下記 乃至 それぞれの意義は本規約において同じであり、「不動産等」が下記 乃至 の資産で構成される点も、本別紙1の 資産運用の方針 (8)「その他」を除き、本規約において同じ。)</p> <p>(以下(1) から(4) まで、条文省略)</p> <p>資産運用の方針 (1)から(7)まで条文省略)</p> <p>(8)その他 本投資法人は、資産の運用の方針として、以下に定義する特定不動産の価額の合計額の本投資法人の有する特定資産の価額の合計額に占める割合(以下、本(8)号において「特定不動産の割合」という。)を100分の75以上となるように運用する。本(8)号において特定不動産とは、本投資法人が取得する特定資産のうち不動産、不動産の賃借権、地上権又は不動産、土地の賃</p>	<p>れる。</p> <p>2 (条文省略 - 現行の規定のとおり)</p> <p>第17条(議決権の代理行使)</p> <p>1 (条文省略 - 現行の規定のとおり)</p> <p>2 投資主又は代理人は、投資主総会毎に代理権を証する書面を本投資法人に提出しなければならない。</p> <p>第28条(役員会の招集通知)</p> <p>1 役員会の招集通知は、各執行役員及び監督役員に対し、<u>口頭又は書面をもって</u>、会日の3日前までに発する。</p> <p>2 (条文省略 - 現行の規定のとおり)</p> <p>別紙1 資産運用の対象及び方針について 本投資法人の資産運用の対象及び方針等については以下の通りとする。 資産運用の対象 本投資法人の財産を下記(1)乃至(3)に掲げる特定資産及び下記(4)に掲げる特定資産以外の資産に投資する。 (1) 不動産等(下記 乃至 に掲げる資産をいう。下記 乃至 それぞれの意義は本規約において同じであり、「不動産等」が下記 乃至 の資産で構成される点も、本規約において同じ。)</p> <p>(以下(1) から(4) まで、条文省略 - 現行の規定のとおり)</p> <p>資産運用の方針 (1)から(7)まで条文省略 - 現行の規定のとおり)</p> <p>(8)その他 本投資法人は、資産の運用の方針として、以下に定義する特定不動産の価額の合計額の本投資法人の有する特定資産の価額の合計額に占める割合を100分の75以上となるように運用する。本(8)号において特定不動産とは、本投資法人が取得する特定資産のうち不動産、不動産の賃借権、地上権又は不動産、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいう。</p>
--	--

<p>借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいう。</p> <p><u>本投資法人は、資産の運用の方針として、平成14年4月1日以降の各年度において取得する不動産の価額の合計額の当該年度に取得する特定資産の価額の合計額に占める割合を、特定不動産の割合の2分の1以上となるように運用する。</u></p> <p><u>本投資法人は、資産の運用の方針として、資産の総額のうち占める不動産等(本(8)号において、不動産等とは、特定不動産に不動産、不動産の賃借権若しくは地上権に関してのみ運用される匿名組合出資持分を加えたものをいう。)に相当する部分の価額の合計額の割合として財務省令(平成13年6月6日財務省令第44号第3条)で定める割合を100分の75以上となるように運用する。</u></p> <p><u>本投資法人は、資産の運用の方針として、資産の総額のうち占める不動産等に相当する部分の価額の合計額の割合として財務省令(平成13年11月30日財務省令第62号)で定める割合を100分の75以上となるように運用する。</u></p>	<p>(下線部を削除)</p> <p>(下線部を削除)</p> <p>(下線部を削除)</p>
<p>組入資産の貸付けの目的及び範囲 (以下、条文省略)</p>	<p>組入資産の貸付けの目的及び範囲 (以下、条文省略 - 現行の規定のとおり)</p>

なお、本議案について、投信法第104条において準用する商法第275条の規定による監督役員の見解はありません。

### 3. 日程

- 平成15年4月28日： 投資主総会提出議案承認役員会
- 平成15年5月12日： 投資主総会招集通知の発送(予定)
- 平成15年5月27日： 投資主総会開催(上記の規約変更案等を付議)

#### 4. 投資主総会における他の議案について

また、平成 15 年 5 月 27 日に開催される本投資法人の投資主総会におきまして、今回の規約変更とあわせ、執行役員 1 名及び監督役員 3 名の選任について、議案を提出いたしますので、あわせてお知らせいたします。

##### 1 議案の要領及び提案の理由

執行役員廣瀬駒雄から本投資主総会の終結をもって本投資法人の執行役員を辞任したい旨の申し出があったため、後任の執行役員 1 名の選任をお願いするものであります。なお、この執行役員の選任に関する第 2 号議案は、平成 15 年 4 月 28 日開催の役員会において、本投資法人の監督役員全員の一致をもってする決議によって提出されたものであります。

##### 2 次の者の選任をお願いしたいと存じます。

執行役員候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略 歴
(いちかわひろし) 市 川 洋 (昭和 18 年 12 月 6 日生)	昭和 47 年 11 月 物産不動産株式会社 入社 昭和 56 年 2 月 オリエン特・リース株式会社 (現オリックス株式会社)入社 平成 2 年 1 月 同社不動産事業本部部長 平成 2 年 3 月 同社鑑定部長 平成 7 年 7 月 同社不動産事業部長 平成 11 年 3 月 同社不動産鑑定部長 平成 14 年 1 月 同社不動産鑑定グループ部長 平成 14 年 6 月 オリックス・アセットマネジメント株式会社 代表取締役 就任(現職)
所有する投資口数	なし

##### ・他の会社の代表者である事実

上記候補者は、オリックス・アセットマネジメント株式会社(投資信託委託業者)の代表取締役です。なお、平成 15 年 3 月 27 日付にて、金融庁より投資信託委託業者の取締役についての投信法第 13 条に基づく兼職承認を取得済です(金監第 1106 号)。

##### ・他の投資法人の執行役員である事実

該当なし。

##### ・投資法人との特別の利害関係

本投資法人は、上記候補者が代表取締役に就任しているオリックス・アセットマネジメント株式会社に対して、資産の運用業務を委託しております。

なお、本議案について、投信法第 104 条において準用する商法第 275 条の規定による監督役員の意見はありません。

1 議案の要領及び提案の理由

執行役員廣瀬駒雄の辞任に伴い、監督役員 3 名全員から本投資法人の投資主総会の終結をもって一旦本投資法人の監督役員を辞任したい旨の申し出があったため、改めて監督役員 3 名の選任をお願いするものであります。

2 次の者の選任をお願いしたいと存じます。

監督役員候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴
1	(すがわからかずお) 菅原和夫 (昭和20年10月13日生)	昭和 44 年 4 月 クロウエルカーリア・アンドマクミラン社 入社 昭和 49 年 4 月 財団法人日本不動産研究所 入所 昭和 53 年 3 月 不動産鑑定士登録 平成 2 年 7 月 財団法人日本不動産研究所 浦和支所支所長 平成 5 年 6 月 同所 退所 平成 5 年 7 月 菅原ランドプロジェクト株式会社 代表取締役 就任 (現職) 平成 14 年 1 月 本投資法人監督役員 就任 (現職)
	所有する投資口数	なし

- ・他の会社の代表者である事実 菅原ランドプロジェクト株式会社代表取締役
- ・他の投資法人の執行役員である事実 該当なし。
- ・投資法人との特別の利害関係 該当なし。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴
2	(いしがみなおひろ) 石上尚弘 (昭和35年2月12日生)	昭和 59 年 4 月 労働省(現厚生労働省) 入省 昭和 63 年 4 月 国際労働事務局 (ILO) 出向 平成 7 年 3 月 労働省 退職 平成 7 年 4 月 第 49 期司法修習生 最高裁判所司法研修所 入所 平成 9 年 3 月 司法修習生修了 平成 9 年 4 月 弁護士登録 (第二東京弁護士会) 平成 9 年 4 月 石上法律事務所開業 平成 13 年 9 月 本投資法人監督役員 就任 (現職) 平成 14 年 10 月 石上・池田法律事務所開業 (現職)
	所有する投資口数	なし

- ・他の会社の代表者である事実 石上・池田法律事務所代表
- ・他の投資法人の執行役員である事実 該当なし。

- ・投資法人との特別の利害関係 該当なし。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴
3	(もりもとしんいち) 森 本 新 一 (昭和40年5月12日生)	昭和 63 年 4 月 明治生命保険相互会社 入社 平成 3 年 10 月 井上斎藤英和監査法人(現朝日監査法人) 入所 平成 7 年 7 月 同監査法人 退所 平成 7 年 7 月 公認会計士登録 平成 7 年 7 月 森本公認会計士事務所開業(現職) 平成 7 年 8 月 税理士登録 平成 13 年 9 月 本投資法人監督役員 就任(現職)
	所有する投資口数	なし

- ・他の会社の代表者である事実 森本公認会計士事務所代表
- ・他の投資法人の執行役員である事実 該当なし。
- ・投資法人との特別の利害関係 該当なし。

なお、本議案について、投信法第 104 条において準用する商法第 275 条の規定による監督役員の意見はありません。

以上

本日資料の配布先：兜クラブ、国土交通省建設専門紙記者会